

岩美町地域猫活動実施マニュアル

令和5年9月

岩美町住民生活課

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
猫の生態・習性等について	・ ・ ・ ・ ・	2
地域猫活動等支援事業について	・ ・ ・ ・ ・	3
地域猫活動の具体的な手法について	・ ・ ・ ・ ・	4
1. 取組みの準備	・ ・ ・ ・ ・	4
2. 支援の申請	・ ・ ・ ・ ・	6
3. 猫の捕獲等	・ ・ ・ ・ ・	7
4. 地域猫の日常管理	・ ・ ・ ・ ・	12
5. 活動状況等の報告	・ ・ ・ ・ ・	17

はじめに

飼い主のいない猫の増加の背景

お腹を空かせた猫に出会い、かわいそうに思い、エサを与えてしまう場合があります。

エサを与え続けると、猫はその場所に住みつくようになります。そこで暮らしているということは、どこかで排泄をしていることとなりますが、頭数が少なければ目立つことはありません。ところが、発情期を迎え繁殖をするようになると2、3匹程度だった猫も、いつの間にか数が増えてしまい、ふん尿をあらゆる場所ですいたり、車を傷つける、鳴き声がうるさいなど、猫を迷惑なものと感じる住民が増えていき、行政には苦情が寄せられ、住民間のトラブルに発展する場合があります。

また、外にいる猫には、屋内と屋外を自由に行き来して飼育されている猫や、エサだけを与えられ屋外で飼育されている猫の存在もあります。これらの猫は、不妊去勢手術をされていないものが少なくなく、飼い主のいない猫の増加の一因となっている場合があります。

飼い主のいない猫の対策

飼い主のいない猫による生活環境の支障が多発し、顕在化していると地域が認識した時は、すでに深刻な状況となっている場合がほとんどです。

飼い主のいない猫対策として、本町では平成30年度より「岩美町飼い主のいない猫不妊去勢手術補助事業」を実施してきましたが、一度に多くの頭数を不妊去勢手術することができないことから、頭数の多い地域での効果は一時的で、不妊去勢手術されていない猫の繁殖により、飼い主のいない猫が地域で増えてしまい、苦情や相談が再び多く寄せられている現状があります。

猫が増えてしまった原因や地域を取り巻く環境は様々であり、対策への取り組みは、その地域の特性や活動する人によって様々な手法を考えていかなければなりません。

飼い主のいない猫の問題は、猫だけの問題として捉えられる傾向があり、猫の愛護派（エサやり等）と嫌悪派（被害者等）との間に対立が生じ、対策に着手することが困難となっている状況があります。この問題を解決するために、両派の納得が得られる地域の生活環境の改善のために地域住民が協力して対策に取り組むという目的を中心に据えることが重要となります。

本町においても、この「地域猫活動」の手法を取り入れることにより、飼い主のいない猫の問題を解決していくため、「地域猫活動等支援事業」を策定しました。

猫の生態・習性等について

繁殖について

猫は生後6ヶ月を過ぎると繁殖能力を備えるようになります。一般的に年に2～3回、早春から晩秋までが猫の発情期です。発情は約1週間程度続きます。猫は交尾するとほぼ100%妊娠します。妊娠期間は約2ヶ月で、1回に3～6匹出産します。メス猫は発情しても交尾しない場合は、3～4週間おきに発情します。

野良猫が地域に複数頭住みついてしまうと、あっという間に増えてしまうのは、猫の高い繁殖能力によるものです。

寿命について

家の中で飼われている猫は、病気等の疾患がなければ、20年以上生きる猫もいます。

一方、外にいる猫は、交通事故や猫同士のケンカなどによる負傷、暑さ、寒さに直接さらされる過酷な環境によるストレス、感染症に罹患するリスクの高さなどによって、寿命は5年前後とされています。地域猫として管理されている猫は、若干寿命が延びる傾向にあります。

行動について

猫は本来夜行性であり、明け方や夕暮れ時に活発に活動します。昼間は寝ていることが多いようです。

猫の縄張り意識はとても強く、他の猫の侵入を積極的に排除し、領域を占有しようとします。

外にいる猫の行動範囲は広く、特に未去勢のオス猫はメス猫を求めてさらに広くなる傾向があり、広いもので半径500メートル、メス猫の3.5倍は行動すると言われています。

鳴き声について

鳴き声はコミュニケーションのほか、発情期にはメス猫は独特の声で鳴いてオス猫を呼び寄せます。オスもメスに反応して大きな声で鳴きます。さらに、メス猫を巡ったり、縄張り争いのケンカにおいても大きな鳴き声を発します。

なお、不妊去勢手術をすることで、発情に伴う鳴き声はなくなります。

トイレについて

やわらかい土や砂地を好む傾向があり、排泄物を埋めて隠そうとします。この習性を利用すれば比較的簡単にトイレのしつけができます。猫は元来きれい好きであり、トイレが汚れたままだと他の場所で排泄をしてしまうので、トイレは1日1～2回程度清掃する必要があります。

マーキングについて

顔や体から出る分泌物の擦り付けや強い臭いの尿を飛ばす尿スプレーにより、自分の臭いを残すことで、自身の存在を他の猫に示し縄張りを守ろうとする行為です。特に縄張り意識の強いオスが尿スプレーをしますが、メスでもする場合があります。

爪とぎについて

気分がリラックス又は高揚した時や、爪を整える時、マーキングする時に見られる行動で、壁などに爪を立てて研ぐような仕草をします。

爪とぎの被害をなくすために、板やダンボールなどを設置します。

地域猫活動等支援事業について

目的

飼い主のいない猫による生活環境の問題の解決を図る活動を支援するため必要な事項を定めるとともに、飼い主のいない猫のみだりな繁殖を防止し、ルールに則った管理により、地域の生活環境の支障を軽減していくことを目的としています。

定義

本事業では、以下のとおり猫を定義しています。

- (1) 飼い主のいない猫：特定の飼い主に飼養されておらず、所有及び占有の意思を示す者がいない猫
- (2) 地域猫：飼い主のいない猫のうち、地域住民によりその地域で決めたルールに則って、繁殖、給餌、ふん尿等が適切に管理され、地域との共存が図られている猫

方針

上記、目的を達成するために、以下の方針を定めて対策を行うこととします。

- (1) 飼い主のいない猫は地域猫としていきます。
- (2) 地域住民の理解と協力を得ながら、町と地域住民との協働によって行います。
- (3) 飼い主のいない猫に起因する苦情及び被害を減少させていきます。

対策

方針に基づき、以下の対策を行います。

- (1) 不妊去勢手術の実施により、飼い主のいない猫の増加を抑制します。
- (2) 給餌の適正管理、餌場の清掃を実施します。
- (3) トイレの設置及びトイレの清掃等によりふん尿被害を防止します。
- (4) 飼い主のいない猫に関する対策について周知及び啓発を行います。
- (5) 猫の飼い主は、適正に飼い猫を飼養することとします。

町の支援

地域猫活動を行うグループに対し、町は以下の支援を行います。

- (1) 地域猫として管理しようとする飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施
- (2) 地域猫活動実施に関する自治会等への説明
- (3) 活動地域における飼い主のいない猫の把握に関する助言
- (4) 給餌の適正管理、トイレの設置、餌場及びトイレの清掃などに係る具体的な助言
- (5) 猫捕獲器の貸出し
- (6) 猫の飼い主に対する適正飼養の指導及び啓発

支援の要件

- (1) 飼い主のいない猫に起因する生活環境の被害及びトラブルが顕著である地域であること。
- (2) 活動地域内の在住者や在勤者1名以上含む2名以上の成人で構成されていること。
- (3) 活動グループの代表者は、活動地域内の在住者又は在勤者であること。

地域猫活動の具体的な手法について

1. 取組みの準備

(1) 活動グループの結成

- ・町の飼い主のいない猫の対策の目的・方針を理解し、その趣旨に沿った活動に賛同する仲間を募り、活動グループを結成します。

(2) 町内会等と飼い主のいない猫の対策を協議・地域猫活動への合意形成

飼い主のいない猫の対策は、地域の住民や関係者の一定の理解と協力を得て進める必要があります。一方的に活動をスタートさせれば住民同士のトラブルの原因にもなりかねません。まずは、地域の関係者に十分に地域猫活動の趣旨を説明することから始めます。

- ・町内会等の地域住民を代表するような立場の方（役員等）と協議をする機会を持ちます。
 - 町は、活動者と町内会等の協議の場に同席し、必要に応じて地域猫活動について助言や説明を行うなど協力をします。
- ・協議を通して関係者等に認識を深めてもらい、地域猫活動について一定の理解をしてもらいます。

※町内会等の一定の理解が得られたら、活動開始に向け以下の事項について進めていきます。

(3) 飼い主のいない猫の事前調査

事前調査は、猫の行動範囲・テリトリーを把握した上で、地域内のコロニー数及びコロニー内の個体の把握を行います。

① 猫の行動範囲・テリトリーの把握

猫の行動範囲・テリトリーの把握にあたっては、インターネット地図や住宅地図などを用いて、以下の項目を書き込みます。

- ・実際に外にいる猫を見かけた場所
- ・放置されているフンの場所
- ・フン尿被害があった場所
- ・置きエサ（エサやりの痕跡）のある場所
- ・ゴミステーション、食品廃棄物の集積場（エサの供給源）
- ・猫の侵入防止対策（トゲマット、ペットボトル等）を行っている住宅



② 管理する猫の頭数把握

頭数把握の方法は以下のとおりです。

- ・エサやりをしている場合は、給餌をしながら集まってくる猫を確認します。
- ・行動範囲が把握できない猫の場合は、事前調査で選定したエサ場を運用し、そこへ誘導します。
- ・できるだけ特徴が分かるよう1頭ずつ写真を撮り、毛色、性別、特徴などを「**個体調査票**」（参考資料1）に記録していきます。

※外飼いの猫がいる場合もあるので、後のトラブルにならないように周辺住民へ十分な聞き取りを行ってください。

③ 給餌場（エサ場）の選定

- ・給餌場は、地域住民に迷惑がかからず、猫が安心してエサを食べることができる場所を選定します。
 - 活動者自身及び活動に協力的な方の敷地内や所有地が、比較的苦情が出ない場所と考えられます。

④ トイレの設置場所の選定

- ・トイレは、給餌場近くの猫が落ち着いて排泄できる、人の目につきにくい場所を選定します。
 - 活動者自身及び活動に協力的な方の敷地内や所有地が、比較的苦情が出ない場所と考えられます。

（４）地域猫活動のルール作り

事前調査の内容を元に、無理なく活動を継続するための計画・体制について、町を交えて協議し作成します。

① 役割分担

主な役割は以下のものがあります。

- ・捕獲担当：不妊去勢手術のための捕獲・診療施設への搬入・引き取り等を行います。
- ・給餌担当：エサの管理・給餌・周辺の清掃を行います。
- ・トイレ担当：フンの後始末・トイレの管理・周辺の清掃を行います。
- ・広報担当：地域への活動の周知、猫の捕獲・手術の周知、手術後の経過報告等を行います。

※構成員が少ない活動グループは上記役割を複数担って活動を行います。

② ローターションの体制

- ・活動のローテーションを決めます。無理なく活動が継続できる体制とします。

※構成員の少ない活動グループは、チラシなどで活動者を募集するなどしてください。

（５）地域猫活動取組み決定の周知

- ・地域猫活動を行うことが決定したら、地域住民に「活動開始のチラシ」（参考資料 1 4）を配布又は回覧し周知します。
 - 地域の一般住民に活動の趣旨を知らせることで、理解を深めてもらいます。

2. 支援の申請等

(1) 支援の申請

住民生活課に以下の書類を添えて申請してください。

・「**地域猫活動支援申請書（第1号様式）**」（参考資料2）

⇒ 申請人（代表者）は活動地域内に在住又は在勤している方となります。

⇒ 不妊去勢手術の依頼、捕獲器の借用の申込みも本様式で行います。

・「**管理対象猫一覧表（別記1）**」（参考資料3）

⇒ 「手術」欄の「未」に ○ がある猫が手術の対象となります。

⇒ 裏面にある不妊去勢手術に際しての記載事項について承諾が必要です。

・「**構成員名簿（別記2）**」（参考資料4）

⇒ 活動を行うメンバーの氏名・住所を記載してください。

・「**活動地域地図（様式自由）**」（参考資料5）

⇒ インターネット地図や住宅地図などを用いて、活動するエリア、給餌の場所、トイレの設置箇所を図示してください。

・「**活動内容を示す資料**」

⇒ 地域住民等に配布・回覧したチラシなどを添付してください。

※エサ場及びトイレの設置場所が活動を行う構成員以外の土地の場合は、その土地の所有者又は管理者から使用の承諾を書面「**土地使用承諾書（参考様式1）**」（参考資料13）で得てください。

(2) 支援の決定

・支援が決定したら、「**地域猫活動支援可否決定通知書（第2号様式）**」が交付されます。

(3) 申請事項の変更

・支援決定後、活動を行う上で申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「**地域猫活動支援申請事項変更届（第3号様式）**」（参考資料6）を提出してください。

⇒ 届出が必要な変更事項として、「管理対象猫の追加」、「構成員の変更（追加・脱退等）」、「管理場所の変更」などがあります。

3. 猫の捕獲等

(1) 捕獲の際に用意するもの

- ・町が貸出すもの : 捕獲器
荷札（猫の識別のため管理番号を記入し捕獲器に取り付けるため）
- ・活動者が用意するもの : 匂いの強いエサ（猫缶、猫用ササミ、鶏の唐揚げなど）
新聞紙（捕獲器の中や下に敷いたり、外を覆うために使用）
大きな布（捕獲器全体を縛って運ぶときに使用）
ペットシート（搬入時に捕獲器の下に敷いて使用）

※捕獲器の借用は、「**地域猫活動支援申請書（第1号様式）**」によって申込みを行います。
また、捕獲器を借りる場合は以下の事項を遵守してください。

- 1 捕獲器を破損又は紛失しないよう、責任をもって管理すること。
- 2 捕獲器を貸し出した目的以外に使用しないこと。
- 3 捕獲器を土地所有者又は当該土地の管理者の承諾を得た土地以外で使用しないこと。
- 4 捕獲器に係る権利を譲渡し、又は捕獲器を転貸しないこと。
- 5 捕獲期の設置期間中は、監視を行い、猫を保護した場合は速やかに回収すること。
- 6 捕獲期の設置期間中は、設置者の連絡先を明記し、問い合わせ等に対応すること。
- 7 捕獲器を使用したとき及び返却するときは、清掃すること。

(2) 捕獲器の使い方

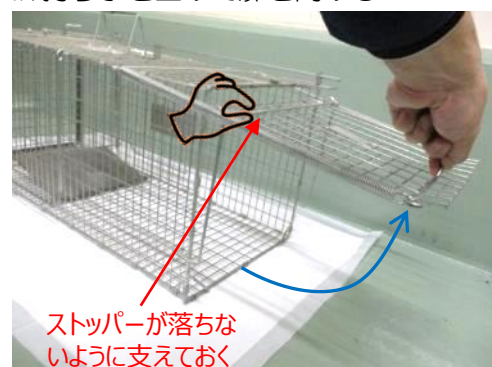
①バネ式扉の捕獲器と②スライド式扉の捕獲器の使い方を紹介します。

① バネ式扉の捕獲器

i) 前面扉側のストッパーを上にあげる

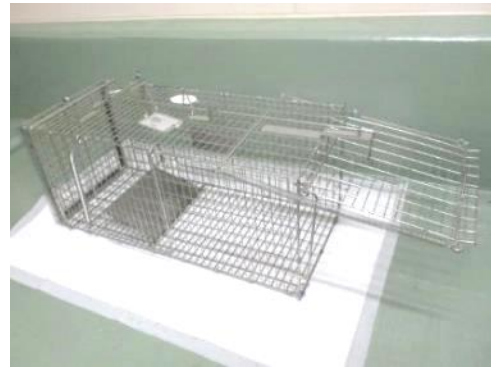


ii) 持ち手を上げて扉を開ける



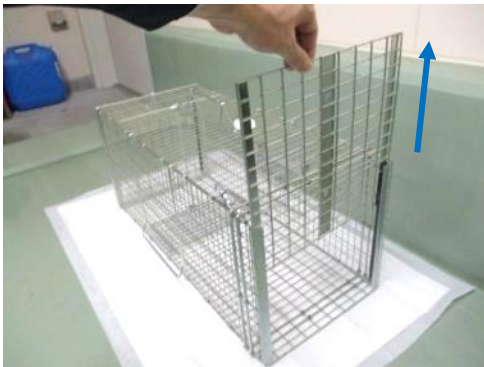
iii) 仕掛け棒を前扉中央金具の穴に差し込む

iv) セッティング完了

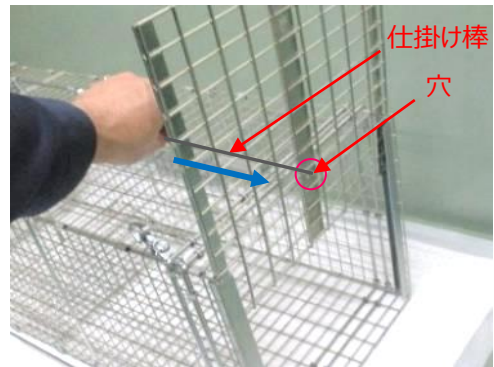


② スライド式扉の捕獲器

i) 前扉を上部にスライドさせて開ける



ii) 仕掛け棒を前扉中央の穴に差し込む



iii) セッティング完了



(3) 捕獲の事前準備

① 捕獲・手術実施の周知（捕獲1～2週間前）

・手術日が決まったら、地域住民に町の支援を受けて地域猫活動を開始することと併せて、猫の捕獲日を「**不妊去勢手術実施お知らせチラシ**」（参考資料 15）で配布又は回覧します。

※捕獲周知のチラシ等には、猫の飼い主に対する飼い猫の誤捕獲防止のための留意事項を記載しておきましょう。

② 餌付けの実施（捕獲前々日まで）

・選定したエサ場に決められた時間（朝・夕）にエサを置いて、エサがあることを猫に覚えさせます。
 ➤毎日続けることにより、猫はエサにありつけることを学習します。
 ➤エサは30分程度経ったら食べ残しがあっても片付けてください。

③ エサやりをストップ（捕獲前日）

- ・朝夕のエサやりをやめます。
 - 猫が空腹の時でなければ、捕獲器の中のエサに誘導することはできません。
 - 捕獲前日までに徐々にエサの量を減らしていくとより効果的です。（より空腹であれば捕獲しやすくなります。）

（４）捕獲～搬入の手順（捕獲当日）

① 設置箇所にペットシート（又は新聞紙）を敷いて、その上に捕獲器を置く

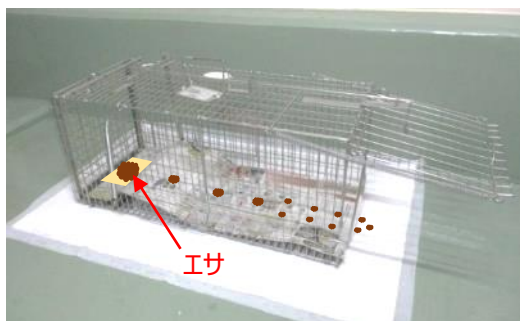
- ・捕獲器を設置する場所は、人の気配が少なく日陰で地面の平らな場所を選びます。
- ・家の敷地内であれば、軒下など雨のかからない場所に設置します。
- ・設置する時間帯は、普段エサやりしている時間が好ましいです。



※金網を嫌って中に入らない場合はペットシートや新聞紙を中に敷いてみてください。

② エサを置いて捕獲器を布等で覆う

- ・捕獲器の一番奥に匂いの強いエサ（ネコ缶等）を置き、入口側にドライフードを撒いて誘導します。（誘導のエサは少なめにします）
- ・一番奥のエサは、猫が暴れてもケガをしないよう、紙皿や段ボールの切れ端などの柔らかい素材の上に置いてください。



- ・猫は、暗闇や密閉された空間を好む習性があります。
- ・布やダンボールなどで覆うことで視界を遮り、閉じ込められてパニックになった猫を落ち着かせる効果があります。



③ 猫が捕獲器に入るまで待つ

- ・猫が捕獲器に入るまで、少し離れた場所（猫の視界に入らない場所）で様子を伺います。
 - 子供等が誤って触ってケガをするなどのトラブルを防ぐ目的もあります。
- ・待つ時間は最大で 1 時間以内とします。捕獲出来た猫だけを搬入します。

★猫がなかなか捕獲器に入らない場合

- ・前頁の方法で捕獲器に入らない場合、捕獲器に慣れさせるようにします。
- ・捕獲器の入り口を開けた状態にして、ひも等で縛り、踏み板を踏んでも閉まらないようにして、4～5 日程度、捕獲器の中や入口付近等にエサを置き、出入りを自由にさせ警戒心を解きます。



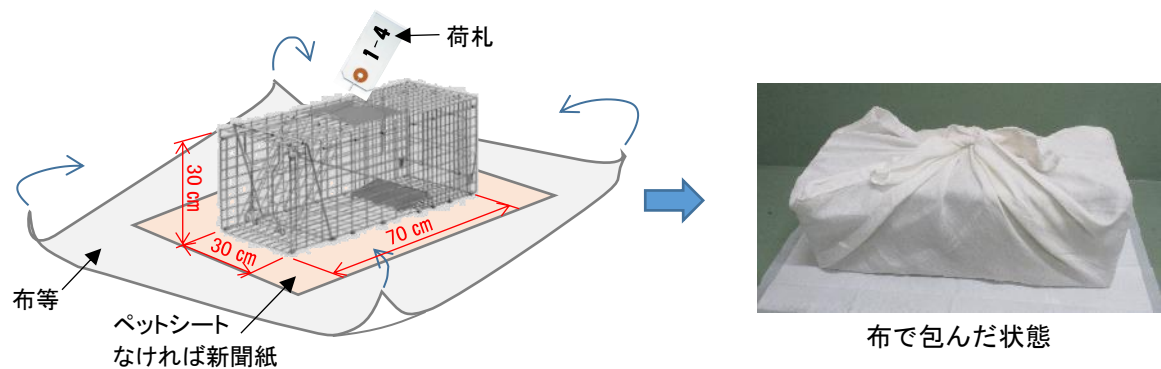
- ・猫が慣れてきたら、前頁（４）捕獲の手順を再開する。

④ 捕獲した猫を指定された場所へ持ち込む

- ・あらかじめ指定された時間・場所に、捕獲した猫を持ち込みます。
- ・持ち込みに際しては、以下の手順のとおり、布等で捕獲器全体を包んでください。

- 町から渡された荷札に、管理対象猫一覧表（別記 1）に記載された猫の管理番号を荷札に書いて、捕獲器の持ち手に取り付けてください。
- 捕獲器を包むことのできる大きさの布等を敷き、その上にふん尿等による汚染防止のためのペットシート（なければ新聞紙など）を敷きます。
- 布等の四隅を対角線上で縛り、捕獲器全体を包みます。
 - 捕獲された猫が暴れて網目から肢を出した際に引っ掻かれてケガをしたり、暴れた衝撃により扉が開くことなどを防ぐためです。

※捕獲器は素手で取り扱わないようにしましょう。



★手術予定日に猫を1頭も搬入できない場合

猫を1頭も捕獲することができず、指定された日時に搬入できない場合は、速やかに住民生活課へ連絡してください。

連絡先 TEL 0857-73-1415 FAX 0857-73-1583

メールアドレス kankyou@iwami.gr.jp

(5) 猫の引き取り～リリース（手術翌日以降）

① 手術後の猫の引き取り

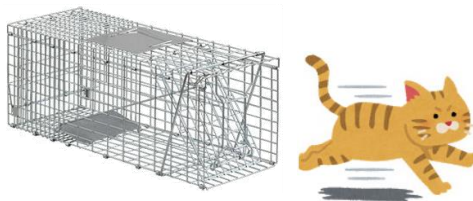
・あらかじめ指定された時間、場所に猫を引き取りに来ていただきます。

➢ 捕獲器に入れたままお渡しします。

※自前のキャリーケース等で持ち込みされた方は、持ち込み時と同じ状態でお渡しします。

② 猫を元の場所に戻す（リリース）

・手術した猫を受け取ったあとは、元の場所の安全なエリアに猫を戻してください。



※町から貸与された捕獲器を使用された方は、捕獲器を洗って速やかに岩美町住民生活課に返還してください。

(6) 手術の途中経過及び完了のお知らせ

・手術の途中経過や完了を活動地域の住民にお知らせすることにより、これ以上猫が増えないという安心感や地域猫活動への理解を持っていただけることが期待されます。

➢ 周知の方法は、**手術経過報告チラシ（参考資料16）**、**全頭手術完了チラシ（参考資料17）**の配布や回覧などで知らせます。

4. 日常の管理方法

(1) 地域猫活動でのエサの与え方

① 毎日決まった時間、決められた場所でエサを与える

- ・朝夕 2 回を目安に、なるべく明るい時間のうちにエサを与えてください。
➤ 暗いと他所の猫が紛れていても分かりません。また、後片付けが不十分になるおそれがあります。

② 猫の数だけ小皿を用意して、市販のキャットフードを与える

- ・管理している猫以外に、新たに流入してきた猫の把握が容易になります。



× 大皿でエサを与えると頭数の把握が困難になります。



- ・一日に必要なエサの量はキャットフードの裏などに記載されています。
- ・人間の食べ物や残飯を与えると、味を覚えることによりゴミ置場などを あさってしまうおそれがあります。

※エサと一緒に水も与えてください。

③ 時間が経ったら容器を回収し片付ける

- ・エサを与える時間は手早く済ませてください。
➤ エサやりを不快に思う方がいるため、30 分以内に片付けてください。
- ・食べ残しがあっても容器を回収し、片付けてください。
➤ 食べそびれた猫がいても片付けてください。そのうち時間には集まってくるようになります。
- エサを置いたままにすると、腐敗による悪臭の発生や、ハエなどが集まって不衛生になります。

④ 給餌場の周辺はきれいに清掃する

- ・容器からこぼれたエサはきれいに片付けてください。
➤ 給餌場には猫が集まってくるので、周囲の方も注目しています。

★耳カットされていない新たな猫が現れたら

- ・耳カットされていない新たな猫が現れてもエサは与えないでください。
- ・それでも毎日やってきて先住の猫と一緒に居るようであれば、管理対象としますので、住民生活課（TEL0857-73-1415）へ連絡してください。

★エサやり時における猫の頭数確認等

- ・エサやりの際に猫の頭数を把握し、記録しておいてください。（1週間に1回程度）
 - 4（1）①の毎日決まった時間、決められた場所でエサを与えることにより、管理対象の猫が集まるようになり、頭数の把握がしやすくなります。
- ・また、猫の健康状態（目や二、鼻水等）を観察してください。
 - 傷病等を発見した場合は、代表者に報告して必要な対処を行います。

（2）地域猫活動でのトイレの作り方

猫トイレの①プランター等での作り方と②ブロック等で囲う作り方を紹介します。

① プランター等による方法

プランターなどの容器に土を入れ、トイレにする方法です。

i) 用意するもの

- ・プランター容器（なるべく広く浅いもの）



＜プラ箱（トロ舟）などでも代用できます＞



- ・市販の園芸用の土



＜自宅の庭などの土でも代用できます＞



- ・またたびの粉（猫を寄せ付けるために使用）



＜ホームセンターなどで購入できます＞

ii) トイレの作り方

- ・プランタに土を八分目程度入れ、その上にまたたびの粉をふりかけ、表面を掘り起こしてフカフカにする。



→



→



iii) トイレの設置

- ・設置場所は、猫の通り道で周辺から目立たず、できれば雨のあたらない場所（軒下など）に置く。



- ・世話をする猫がしたフンをプランターの土の上に置いてニオイを付ける。（最初の1回のみ）

➢ 猫はプランターをトイレと認識します。

➢ 猫はトイレを覚えると同じところに排泄するようになります。





② 土地の一角をブロック等で囲う方法

トイレの設置箇所の一角をブロック等で囲いトイレにする方法を紹介します。

i) 用意するもの

- ・園芸用の丸太、柵、板、ブロック、大きめの石など



- ・市販の園芸用の土（自宅の庭などの土でも可）



園芸用の土



庭などで採取した土

- ・またたびの粉



ii) トイレの作り方・設置

- ・園芸用の丸太、柵、板、ブロック、大きめの石などで猫が排泄できる広さで囲います。

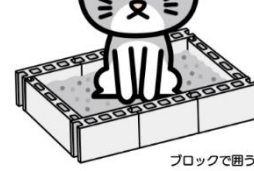
- ・園芸用の土又は庭の土を囲いの中に入れる。
- ・その上にまたたびを撒き、フカフカに掘り返す。
- ・他所で排泄したフンや、ふん尿被害のあった場所の土を土地の所有者の了解の上もらい、フカフカの土の上に置いてニオイをつける。



丸木で囲う



板で囲う



ブロックで囲う



★猫トイレの設置数について

- ・飼い猫は一般的に猫の頭数 + 1 のトイレ数とされています。
- ・管理頭数が多い場合、土地の広さ・形状などにより制約があると思われますが、よりできるだけ多くトイレを設置することが望ましいと言えます。

(3) 地域猫活動でのトイレの管理方法

フン尿による苦情が最も多いことから、トイレの管理を怠らないようにしてください。

① 毎日、フンをとる

- ・1日1回はフンをとってください。
- フンの処理を怠ると、悪臭が発生し苦情の原因となります。

② フンをとったあと、土を掘り返してフカフカにしておく

- ・必要に応じて土を補充してください。

③ フン尿のニオイが強くなったら、土の消臭をする

- ・土に染み付いたフンのニオイを消すために、希釈した EM 菌を土の表面が湿る程度にスプレーします。
- 犬猫用のふん尿消臭スプレーも市販されています。



市販の EM 菌（液状タイプ）とスプレーボトル

(4) 冬場及び荒天時等の管理

屋外で暮らす地域猫の生活は過酷です。雨や寒さをしのげない場所で管理している場合、猫が身を隠すための猫ハウスを設置するなどして対策をします。

① 猫ハウスの作り方

- ・ダンボールや発泡スチロールの箱を利用し、猫の出入口を設け、中に保温性の高いもの（古い毛布や、セーター、フリースなど）を敷いて作成します。
- ダンボールは水に弱いので、ビニールで覆うなどの対策が必要です。



出入口用の穴を開ける

② 設置場所

- ・猫を快く思わない人もいますので、人目につかない場所に設置してください。
 - 強風などにより、飛ばされないよう対策をしてください。
- ・**設置する場合は、土地の所有者又は管理者の了解を得た場所に設置してください。**
 - 勝手に撤去されないように、設置目的（地域猫として、町内会等の了解のもと管理している旨）や代表者の名前、連絡先を書いた紙を貼ってください。

（５）定期的なパトロール

日常の管理以外に、定期的に以下の点に留意して、周辺のパトロールを行います。

① 新たな猫が移流していないか

- ・新たな猫が移流し、テリトリーに受入れられた場合は、速やかに不妊去勢手術を行う必要があります。
 - 「地域猫活動支援申請事項変更届（第３号様式）」（参考資料６）に「管理対象猫一覧表（別記１）」（参考資料７）を添えて提出してください。

※地域猫活動のことが広まると猫が捨てられる場合があります。

捨て猫を発見した場合は、速やかに住民生活課へ連絡してください。

② 給餌場以外の場所にエサやりがないか

- ・置きエサを見つけたら速やかに処理をし、周辺の清掃をしてください。
 - エサやり者に対して、“地域猫で適切に管理されている”旨などを掲示するなどして注意喚起します。

③ トイレ以外の場所に排泄をしていないか

- ・トイレ以外の場所に排泄をしていれば、すみやかに片付け、周辺の清掃を行います。
 - 周辺の清掃を行うことにより、地域住民の地域猫活動への理解が進むことが期待されます。

（６）猫の侵入防止策

活動地域の住民の中には、猫が苦手な人やアレルギーで近寄れない人もいます。また、敷地内に入ってきた猫に悩まされる場合もあります。猫が家の敷地内に入ってこれないようにする方法の一例を紹介します。

① 物により追い払う方法

- ・猫が入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。
- ・猫は水を嫌うので、通り道、いつもいる場所に水をまく。
- ・市販のトゲ付きマット・シートや尖った石を敷き詰める。

② 猫の嫌いなニオイにより追い払う方法

- ・市販の猫専用忌避剤、酢、木酢液などを散布する。
- ・かんきつ類（みかん等）の皮、玉ねぎ、生にんにく、唐辛子を細かく刻んだもの及びコーヒーの残りかすを撒く。又はネットに入れて風上に吊るす。

③ 猫よけの機器等により追い払う方法

- ・市販の超音波発生器（センサーが猫を感知すると猫の嫌がる超音波を発生する機器）を猫の侵入方向に向けて置く。
- ・市販のセンサー感知式散水機（センサーが猫を感知すると自動で放水する機器）を設置する。

※高価なものもあるので、費用対効果を検討する必要があります。

★ 上記対策の効果については、「個体差」、「慣れ」、「時間の経過による効き目の減衰」などにより、絶対に効くというものではありません。

5. 活動状況の報告等

（１）地域への広報活動

- ・猫の生息状況や活動の様子などを、**活動報告チラシ（参考資料 18）**の配布や回覧板などで、地域住民にお知らせします。
 - 手術した猫の頭数の増減等をお知らせすることにより、地域住民の安心につながります。
- ・地域への広報活動を通じて、住民の地域猫に対する理解を醸成し、地域の生活環境保全のために活動への協力者を募りましょう。

（２）行政への活動報告

- 年 2 回（上期：4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、下期：10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間）の活動の経過及び実績について、「**活動報告書（第 6 号様式）**」（参考資料 11）にとりまとめ、市に提出します。
 - 報告の期限は、上期は 10 月 20 日まで、下期は 4 月 20 日までです。

（３）その他

- ・管理している猫が死亡した場合は、適切に取り扱しましょう。
 - 火葬場、可燃物処理施設への持ち込みなどがあります。（有料）
- ・地域猫を新たな飼い主へ譲渡することは、地域にとっても猫にとっても良いことです。
 - 人馴れしていて健康な猫は、譲渡対象として適していると思われます。

6. 活動の中止及び終了

（１）活動の中止

以下の理由等により、地域猫活動を継続することが困難になった場合は、「**地域猫活動中止届**

（第 4 号様式）」（参考資料 9）を提出してください。

- ・構成員の離脱等により、支援要件（活動地域内の在住者又は在勤者を 1 名以上含む活動者 2 名以上）を満たさなくなった場合
- ・構成員の病気、高齢化などにより、日常の管理活動を行うことが困難になった場合
- ・その他特別の事由

（2）活動の終了

- ・地域から飼い主のいない猫がいなくなり、飼い主のいない猫による生活環境の支障がなくなった場合は、「**地域猫活動終了届（第 5 号様式）」（参考資料 1 0）**を提出してください。